

平成20年7月29日
四国電力株式会社

電気料金の見直しについて

当社は、本年9月1日から電気料金の見直しを実施することとし、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

電気料金の見直しの概要は、次のとおりです。

目 次

I. 電気料金見直しの理由	1
II. 電気料金見直しの概要	2
III. モデルによるお客さまの1ヶ月あたりの料金見直し額	3
IV. 契約種別ごとの料金単価	4
V. 特定規模需要のお客さまの料金単価	8
VI. 燃料費調整制度について	9
VII. 経営効率化への取り組み	10

・電気料金見直しの理由

当社は、地域の皆さまとの一体的な成長を目指し、常に電力の安定供給を大前提に、経営全般にわたる効率化の推進やグループを挙げての収益力強化などに取り組んでまいりました。

こうした成果を織り込み、近年では、平成 18 年 7 月に電気料金の引下げを実施いたしましたが、その後も全社を挙げた経営効率化努力や償却の進捗などにより、設備関係費用が減少しております。

一方で、当社を取り巻く事業環境は、昨今の原油や石炭など化石燃料価格の高騰などにより急激に変容しており、原子力発電所の安全・安定運転により化石燃料の消費を可能な限り抑えてはいるものの、燃料費の負担は大幅に上昇しております。

このように電気料金算定の前提が大きく変化している状況を踏まえ、平成 20 年 9 月 1 日から電気料金見直しを実施することといたしました。

具体的には、費用全般を見直す中でこれまでの経営効率化努力の成果を最大限織り込むことにより、燃料費調整を加味した現行の電気料金を下回る水準といたします。

さらに、平成 20 年 10～12 月分の電気料金については、4～6 月の燃料価格実績をもとに算定すると値上げ調整となりますが、お客さまの負担感軽減を図るため、燃料費調整を適用しないことといたします。

当社は、今後とも電力の安定供給に真摯に取り組みながら、従業員一丸となって効率化努力や収益の拡大に努め、地域の皆さまからより一層信頼される企業を目指してまいります。

・電気料金見直しの概要

供給約款料金算定規則に基づき、新たな電気料金を算定した結果、供給約款対象（低圧供給）のお客さまの料金を見直すことといたします。

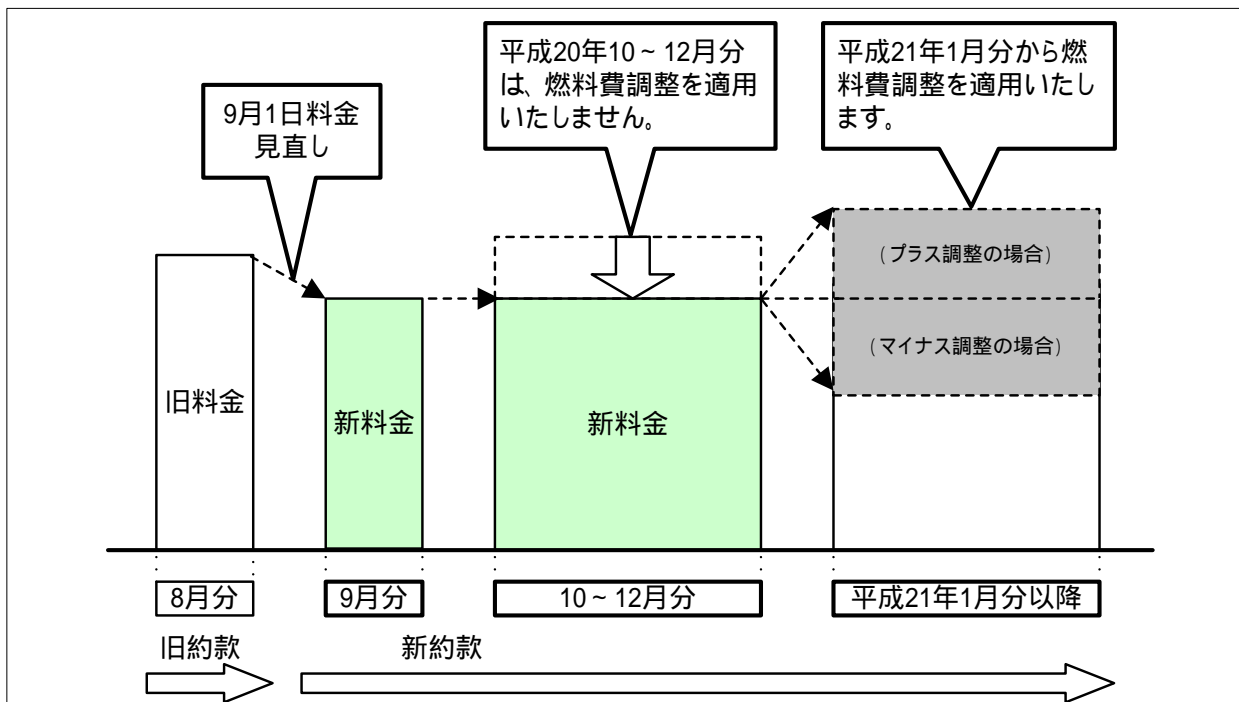
1. 新料金の適用期日

平成20年9月1日から適用いたします。

2. 新料金算定の前提諸元

- 原価算定期間 将来の原価の推計が可能な平成20年度の1年間
- 燃料費諸元
 - ・ 為替レート 107円/ドル（平成20年1～3月通関統計実績）
 - ・ 原油C I F 価格 93.0ドル/バレル（ 同上 ）

3. 料金見直しのイメージ



< 解説 >

「旧料金」とは、見直し前の電気供給約款に基づき算定した料金で、平成20年1～3月の燃料価格実績をもとに算定した燃料費調整額を含んでおります。

「新料金」とは、見直し後（今回）の電気供給約款に基づき算定した料金です。

(注) なお、実際の平成20年9月分の電気料金は、平成20年8月31日までのご使用分については旧料金を、平成20年9月1日以降のご使用分については新料金を、それぞれ適用した金額の合計となります。

・モデルによるお客さまの1ヶ月あたりの料金見直し額

下記の「見直し額」は、平成21年1月分以降の電気料金に適用される燃料費調整により変動することがあります。

家庭用

標準的なご使用形態のお客さま
(適用契約種別「従量電灯A」)

・月使用電力量 300 kWh
(4人家族)

旧料金		6,824 円
新料金		6,758 円
見直し額	= -	66 円
見直し率	÷	1.0 %

商店、小規模な工場など

標準的なご使用形態のお客さま
(適用契約種別「低圧電力」)

・契約電力 10 kW
(力率90%)
・月使用電力量 700 kWh
(夏季245kWh, その他季455kWh)

旧料金		19,122 円
新料金		18,934 円
見直し額	= -	188 円
見直し率	÷	1.0 %

<モデルの解説>

上記のモデルは、1年間の使用形態を想定し、1ヶ月あたりに平均したものです。
(「夏季」: 7月1日から9月30日までの期間、「その他季」: 「夏季」以外の期間)

「旧料金」とは、見直し前の電気供給約款に基づき算定した料金で、平成20年1～3月の燃料価格実績をもとに算定した燃料費調整額を含んでおります。

「新料金」とは、見直し後(今回)の電気供給約款に基づき算定した料金で、燃料費調整額を含んでおりません。

「旧料金」「新料金」には、口座振替割引および消費税等相当額を含んでおります。

・ 契約種別ごとの料金単価

下記の料金単価には消費税等相当額を含みます。

「新料金単価」とは、見直し後(今回)の電気供給約款に基づく料金単価で、燃料費調整単価を含んでおりません。

「旧料金単価」とは、見直し前の電気供給約款に基づく料金単価で、平成20年1～3月の燃料価格実績をもとに算定した燃料費調整単価を含んでおります。

(電気供給約款の契約種別)

契約種別・区分・単位			新料金単価	旧料金単価	
定額電灯	需要家料金	1契約につき	68.25円	68.25円	
	電灯料金	20Wまでの1灯につき	127.05円	130.01円	
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	208.95円	214.88円	
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	290.85円	299.74円	
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	455.70円	470.52円	
		100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	227.85円	235.26円	
	小型機器料金	50VAまでの1機器につき	221.55円	225.95円	
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	338.10円	346.91円	
		100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	169.05円	173.45円	
従量電灯	A	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	383.25円	393.39円
		電力量料金	11kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	18.59円	18.83円
			120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	24.45円	24.62円
			300kWhをこえる1kWhにつき	26.53円	26.68円
	B	基本料金	契約容量1kVAにつき	357.00円	357.00円
		電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	15.76円	16.11円
			120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	20.74円	21.02円
		300kWhをこえる1kWhにつき	22.51円	22.75円	

契約種別・区分・単位			新料金単価	旧料金単価		
臨時 電 灯	A	総容量が50VAまでの場合1日につき	6.72円	6.75円		
		総容量が50VAをこえ100VAまでの場合1日につき	13.44円	13.50円		
		総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに1日につき	13.44円	13.50円		
		総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合1日につき	134.40円	134.92円		
		総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに1日につき	134.40円	134.92円		
	B	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	525.00円	535.14円	
		電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	29.19円	29.35円	
	C	基本料金	契約容量1kVAにつき	393.75円	393.75円	
		電力量料金	1kWhにつき	24.76円	25.04円	
	公衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約につき	63.00円	63.00円
電 灯 料 金			20Wまでの1灯につき	120.75円	121.61円	
			20Wをこえ40Wまでの1灯につき	198.45円	202.28円	
			40Wをこえ60Wまでの1灯につき	277.20円	281.89円	
			60Wをこえ100Wまでの1灯につき	432.60円	443.22円	
			100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	216.30円	221.61円	
小 型 機 器 料 金			50VAまでの1機器につき	210.00円	212.30円	
			50VAをこえ100VAまでの1機器につき	321.30円	325.91円	
			100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	160.65円	162.95円	
B			最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	354.90円	365.04円
			電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	17.57円	17.67円
C			基本料金	契約容量1kVAにつき	320.25円	320.25円
			電力量料金	1kWhにつき	14.97円	15.13円

契約種別・区分・単位			新料金単価	旧料金単価		
低圧電力	基本料金		契約電力1kWにつき	1,065.75円	1,065.75円	
	電力量料金	夏季	1kWhにつき	13.46円	13.69円	
		その他季	〃	12.23円	12.52円	
臨時電力	定額制		契約電力1kW1日につき	143.85円	144.67円	
	従量制		—————	低圧電力の該当料金の20%割増しとします。		
農 事 用 電 力	かんがい排水用	基本料金		契約電力1kWにつき	714.00円	714.00円
		電力量料金	夏季	1kWhにつき	9.54円	9.68円
			その他季	〃	8.67円	8.88円
	脱穀調整用		最初の30日まで	0.5kW	3,602.55円	3,613.50円
				1 kW	5,089.35円	5,110.95円
				2 kW	8,020.95円	8,063.40円
				3 kW	10,971.45円	11,034.45円
				3kWをこえ1kWを増すごとに	2,831.85円	2,853.45円
			30日をこえる1日につき	0.5kW	26.25円	26.72円
				1 kW	38.85円	39.78円
				2 kW	84.00円	85.87円
				3 kW	128.10円	130.90円
				3kWをこえ1kWを増すごとに	47.25円	48.18円

〔選択約款の契約種別〕

契約種別・区分・単位				新料金単価	旧料金単価	
時間帯別電灯	基本料金		1契約につき最初の10kVAまで	1,155.00円	1,155.00円	
			上記をこえる1kVAにつき	357.00円	357.00円	
	電力量金	昼間	最初の90kWhまでの1kWhにつき	20.25円	20.66円	
			90kWhをこえ230kWhまでの1kWhにつき	26.65円	27.03円	
			230kWhをこえる1kWhにつき	28.92円	29.28円	
		夜間	1kWhにつき	8.69円	8.74円	
季節別時間帯別電灯	基本料金		1契約につき最初の10kVAまで	1,575.00円	1,575.00円	
			上記をこえる1kVAにつき	483.00円	483.00円	
	電力量金	昼間	夏季	1kWhにつき	28.48円	28.78円
			その他季	〃	23.73円	24.14円
		夜間	〃	8.69円	8.74円	
深夜電力 A			1契約につき	1,018.50円	1,026.73円	
深夜電力 B	基本料金		契約電力1kWにつき	315.00円	315.00円	
	電力量料金		1kWhにつき	8.69円	8.74円	
第2深夜電力	基本料金		契約電力1kWにつき	199.50円	199.50円	
	電力量料金		1kWhにつき	7.51円	7.67円	
低圧季節別高負荷率型電力	基本料金		契約電力1kWにつき	1,260.00円	1,260.00円	
	電力量金	夏季	1kWhにつき	12.55円	12.74円	
		その他季	〃	10.46円	10.77円	

〔平成20年10月1日から適用開始〕

契約種別・区分・単位				新料金単価	
低圧季節別時間帯別電力	基本料金		契約電力1kWにつき	1,260.00円	
	電力量金	昼間	夏季	1kWhにつき	14.67円
			その他季	〃	11.39円
		夜間	〃	8.97円	

・特定規模需要のお客さまの料金単価

1. 標準メニュー料金

特定規模需要のお客さまの標準メニューの料金単価は、次のとおりです。

下記の料金単価には消費税等相当額を含みます。

「新料金単価」とは、見直し後(今回)の特定規模需要電気供給条件に基づく料金単価で、燃料費調整単価を含んでおりません。

「旧料金単価」とは、見直し前の特定規模需要電気供給条件に基づく料金単価で、平成20年1～3月の燃料価格実績をもとに算定した燃料費調整単価を含んでおります。

(1) 特別高圧のお客さまの標準メニュー

契約種別・区分・単位			新料金単価	旧料金単価	
特別高圧電力A (業務用)	基本料金		契約電力1kWにつき	1,608.00円	1,638.00円
	電力量料 料金	夏季	1kWhにつき	10.36円	10.47円
		その他季	〃	9.42円	9.60円
特別高圧電力B (産業用)	基本料金		契約電力1kWにつき	1,650.00円	1,680.00円
	電力量料 料金	夏季	1kWhにつき	9.73円	9.80円
		その他季	〃	8.85円	8.99円

(注) 上記料金は標準電圧60kVの場合です。

(2) 高圧のお客さまの標準メニュー

契約種別・区分・単位			新料金単価	旧料金単価	
業務用電力	基本料金		契約電力1kWにつき	1,476.00円	1,506.75円
	電力量料 料金	夏季	1kWhにつき	12.61円	12.74円
		その他季	〃	11.47円	11.66円
高圧電力A (産業用500kW未満)	基本料金		契約電力1kWにつき	1,235.00円	1,249.50円
	電力量料 料金	夏季	1kWhにつき	13.66円	13.74円
		その他季	〃	12.42円	12.58円
高圧電力B (産業用500kW以上)	基本料金		契約電力1kWにつき	1,734.00円	1,764.00円
	電力量料 料金	夏季	1kWhにつき	10.84円	10.93円
		その他季	〃	9.85円	10.01円

2. 最終保障約款料金

最終保障約款料金は、標準メニュー料金の2割増し相当といたしました。

．燃料費調整制度について

燃料費調整制度は、原油・石炭等の燃料費が為替レートや価格の変動により上昇あるいは低下した場合、一定の基準により自動的に電気料金を調整するしくみです。

電気料金見直し時に設定した基準燃料価格と、財務省が発表する通関統計実績をもとに3ヶ月ごとに算定する平均燃料価格を比較し、その変動分に応じて電気料金を調整いたします。

その変動分は、以下のとおり2四半期後に電気料金に反映されます。

1．燃料費調整の実施時期

平均燃料価格の算定期間	平均燃料価格の変動分を反映する電気料金
1月1日～ 3月31日	同年 7月分～ 9月分
4月1日～ 6月30日	同年10月分～ 12月分
7月1日～ 9月30日	翌年 1月分～ 3月分
10月1日～ 12月31日	翌年 4月分～ 6月分

2．今回の料金見直しにともなう燃料費調整制度における主な諸元の変更点

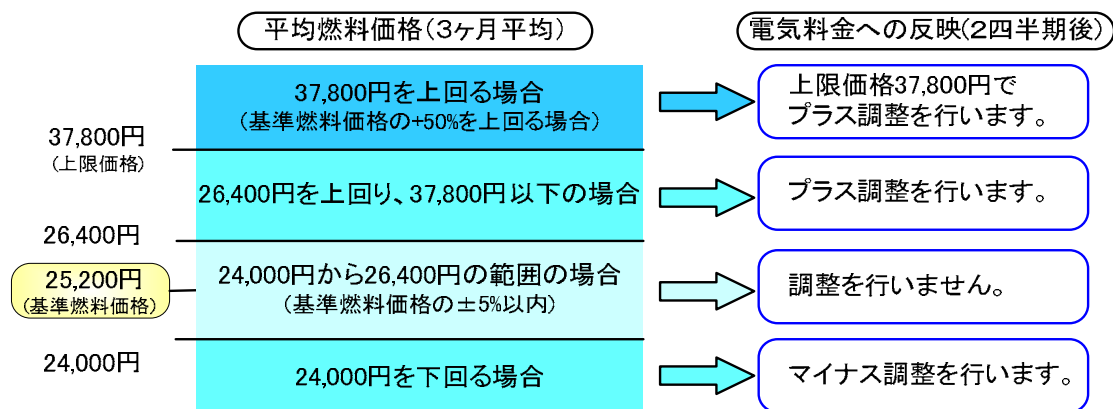
		見直し後	現 行
基準燃料価格（原油換算）		25,200円 / kl	20,400円 / kl
基準調整単価	（ 低 圧 ）	0.129円 / kWh	0.128円 / kWh
	（ 高 圧 ）	0.124円 / kWh	0.123円 / kWh
	（ 特別高圧 ）	0.120円 / kWh	0.119円 / kWh

（注）基準調整単価は、平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の燃料費調整単価であり、消費税等相当額を含んでおります。

3．燃料費調整の実施範囲

電気料金の頻繁な変動、大幅な上昇を避けるため、次のようなしくみとなっております。

- ・「平均燃料価格」が24,000円～26,400円の範囲(基準燃料価格の±5%以内の場合)は、燃料費調整は行いません。
- ・「平均燃料価格」が37,800円(上限価格:基準燃料価格の+50%)を上回る場合は、37,800円を上限として燃料費調整(プラス調整)を行います。



4．平成20年10月分～12月分の燃料費調整の適用中止について

- ・平成20年10月分～12月分の電気料金につきましては、4月～6月の燃料価格実績をもとに算定するとプラス調整となりますが、燃料費調整を行わず、9月分の電気料金を据え置くことといたします。
- ・平成21年1月分以降の電気料金は、今後の燃料価格の動向によって、燃料費調整により変動することがあります。

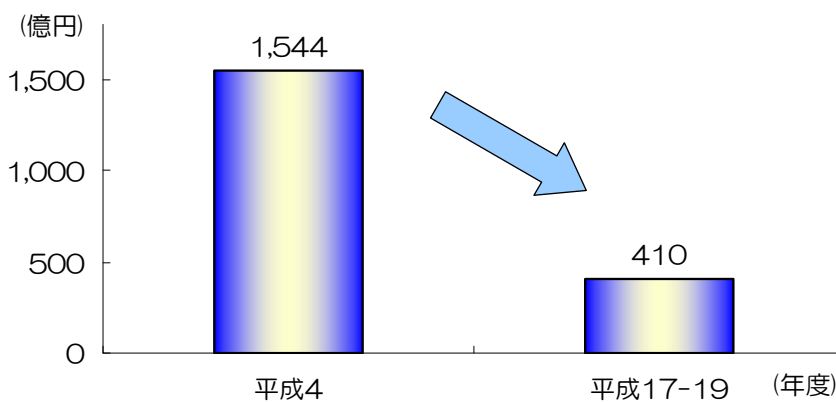
VII. 経営効率化への取り組み

今回の料金算定にあたっては、費用全般を見直すなかで、これまでの経営効率化努力の成果を最大限織り込みました。その主な内容は以下のとおりです。

1. 設備投資

設備投資額（原子燃料を除く）は、ピーク時1,544億円（平成4年度）でしたが、設計の合理化や機器仕様の見直しなど、あらゆる側面からコスト低減に努めた結果、大幅に低減しています。今後とも、これまでの効率化の成果を踏まえつつ、競争力のある設備形成に努めてまいります。

◆設備投資額の推移（原子燃料を除く）



主な取り組み事例

・伊方発電所1、2号機の中央制御盤取替工事（平成21年7月完了予定）

中央制御盤を取替えてデジタル化する工事では、大型表示画面・タッチパネル方式の採用などにより、プラント状態の監視性能や運転員の操作性向上を図るとともに、光ファイバーケーブルを適用することにより、ケーブル本数を大幅に削減するなど、コスト低減に努めています。

・梶原川第三発電所（高知県）の水車取替（平成20年3月）

経年化に伴う水車・発電機の取替工事において、最新の高効率水車を採用することにより、最大出力を2,580kWから2,800kWに増強しました。また、工事面でも、将来的な点検補修費を軽減するため、水圧管路に強化プラスチック管を当社で初めて採用するなど、コスト低減を図りました。

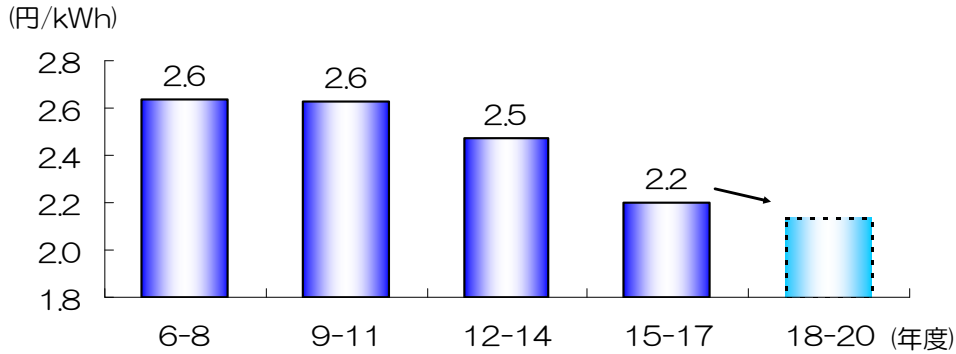
・三木変電所、三木支線（香川県）の新設（平成19年6月）

電力需要の増加に伴う変電所の新設において、変電設備のコンパクト化や、鉄塔下部の幅が抑えられる基礎を採用し元位置で鉄塔の建て替えをするなど、コスト低減を図りました。

2. 修繕費

発電所や送配電設備の点検・補修などに関わる費用は、新技術の採用やグループ企業の技術力やノウハウを活用することなどにより、平成18～20年度の修繕費（販売電力量あたり）を平成15～17年度実績平均に比べ、さらに削減します。

◆修繕費（販売電力量あたり）の推移



主な取り組み事例

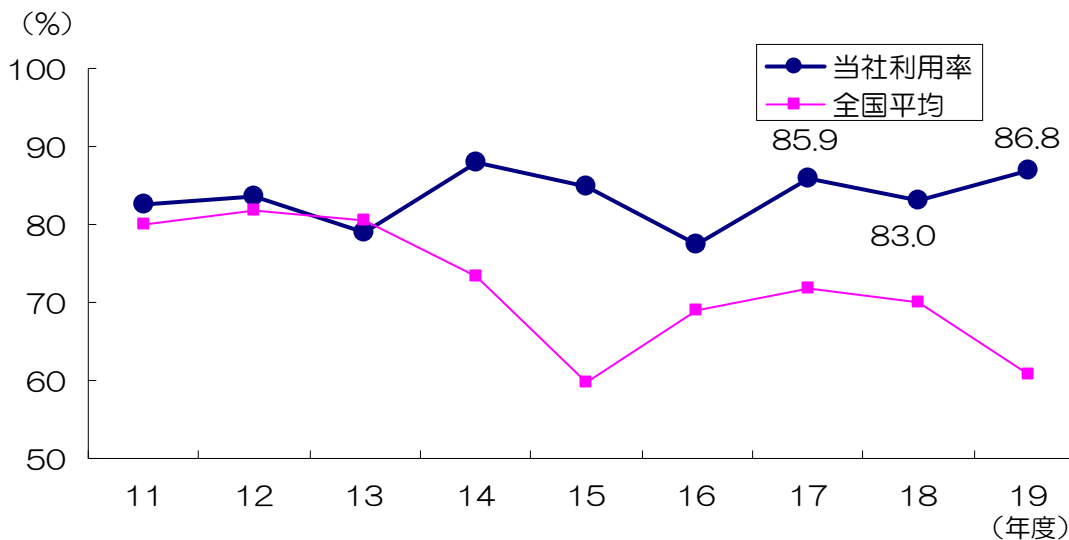
・伊方発電所での保全業務プロセスの高度化(平成20年1月～)

保全管理業務に、機器の運転状態や信頼性に応じて点検周期や保全方法を策定する保全方式を採用することで、安全面に影響を与えることなく、機器の点検周期を延長するなど、効率化に努めています。

3. 設備運用

伊方発電所の設備利用率は、概ね80%を上回る水準を維持しており、全国平均と比べても高水準で推移しています。これにより、設備の効率的な運用を実現するとともに、化石燃料の消費を抑制し、CO₂排出の削減に努めています。

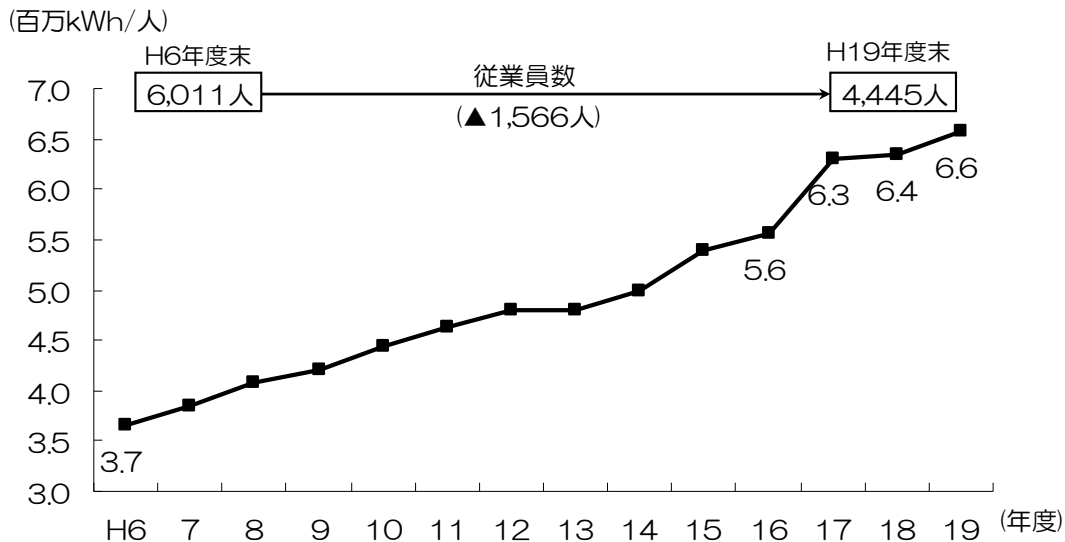
◆原子力発電所設備利用率の推移



4. 業務運営

当社は、効率的な業務運営や組織整備などの諸施策にいち早く取り組んでおり、その結果、従業員一人あたりの販売電力量は着実に増加しています。今後とも、組織・業務運営体制の見直しや要員の最適配置などをグループ大で推し進めてまいります。

◆従業員一人あたりの販売電力量の推移



主な取り組み事例

・坂出發電所における中央制御室の統合 (平成20年5月)

坂出發電所では、1～4号機の全ユニットを少人数で効率的に運転できるよう、新中央制御室を建設し、これまで第1・第2中央制御室の2ヶ所で行っていたプラントの操作・監視を1ヶ所に集約しました。

・佐川水系制御所の高知系統制御所への統合 (平成20年3月)

高知系統制御所のシステム取替工事にあわせ、これまで県西部を担っていた佐川水系制御所を統合し、県内71ヶ所の発電所・変電所と電力系統を集中管理することで、運用の効率化を図りました。

・営業サービス体制の整備 (平成19年3月)

これまで以上に幅広い総合的なサービスをより効率的にお客さまにお届けできるよう、小規模な事業所のうち7ヶ所の一部業務を縮小するとともに2ヶ所を廃止し、上級事業所に集約しました。